

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、令和七年六月三十日をもって、第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

令和七年五月三十日

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

丸 紅 都 市 開 発 株 式 会 社

代 表 取 締 役 藏 本 清 登